

家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成27年3月13日（金）午後3時00分から午後5時00分まで

第2 場所

東京家庭裁判所中会議室

第3 出席委員（五十音順）

岡田幸之，貝阿彌誠，各務美奈子，鹿野伸二，川原隆司，木元和子，澄川洋子，竹内景子，棚村政行，乃南アサ，野間万友美，原幹生，卷淵真理子，三森仁，宮嶋芳弘，森邦明

第4 テーマ

子を巡る紛争において家庭裁判所が果たす役割

第5 議事

1 新委員挨拶（野間委員）

2 子を巡る紛争において家庭裁判所が果たす役割

(1) テーマ選択について

（委員長）

本日は，子を巡る紛争において家庭裁判所が果たす役割というテーマで進めさせていただく。初めに，家庭裁判所における親子の面会交流事件の実情や取組を御紹介した上で，東京家庭裁判所で子どもの調査や裁判所内で面会交流を試行する場所として使用している児童室を実際に御覧いただき，皆様から御意見を伺って協議をしていきたい。

(2) 家庭裁判所による総論説明

（説明者）

ア 家庭裁判所が取り扱う子を巡る紛争について

子を巡る紛争の家事調停・審判事件として，面会交流，養育費，別居中

の夫婦間における子の監護者の指定，子の引渡し，親権者の指定又は変更などが，身分関係に関する訴訟事件として，親子関係不存在，嫡出否認，認知があるほか，児童虐待に関するものとして，児童を保護するための児童福祉法に基づく養護施設への入所措置がある。

さらに，平成26年4月からは，いわゆるハーグ条約に基づき，子の返還を求める事件の審理も，東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所で行っている。

イ 面会交流事件について

面会交流とは，夫婦が別居や離婚によって離れて暮らしている場合でも，子どもと一緒に暮らしていない親（以下「別居親」という。）が，子どもと定期的かつ継続的に面会等の交流を保つことをいう。子どもが別居親と定期的な交流を保つことは，子どもの精神的な健康や，心理的・社会的な適応を保つことができ，子どもの健全育成に有益である。最近では，面会交流は別居親の権利ではなく，子どもの権利という捉え方が通説的な考え方になっていると思われる。

家庭裁判所に申し立てられる面会交流事件には，婚姻中の別居夫婦間のものと，離婚後の元夫婦間のものがある。前者は，面会交流事件の当事者の一方が離婚を求めて申し立てた離婚調停事件と同時並行していくことが多く，この場合，離婚の前提となる親権の帰属や養育費の支払と併せて争いになる場合もある。

他方，後者は，離婚の際に面会交流の取決めをしていなかったり，取決めをしたが，その内容が不十分だったことを理由として申立てがなされる場合と，離婚の際にきちんと取決めもし，取決めに基づいて面会交流を実施していたが，その後の事情変更や今の取決めでは面会交流がうまく実施できないことを理由として，取決めの内容等の変更を求めて申立てがなされる場合とがある。

平成23年の民法改正で面会交流が明文化され，別居親と子どもとの交

流の重要性について社会的関心が高まったことや、父母双方が子どもの養育に積極的に関わるようになり、離婚後も子どもとの関わりを続けたいという別居親の思いがより一層強くなっていること等を背景として、家庭裁判所に申し立てられる面会交流事件の件数は、年々、右肩上がり増加を続けている。平成25年には、面会交流調停事件の申立件数が初めて全国で1万件を超え、平成21年と比べ1.5倍の件数となった。東京家庭裁判所本庁においても、平成23年は615件、平成24年は736件、平成25年は841件と申立件数は年々増加している。

ウ 家庭裁判所における面会交流事件の手続の概要

(ア) 調停事件

調停事件の申立て後、裁判所は、調停申立書の写しを相手方に送付するとともに、第1回調停期日に出席するよう当事者双方に促す。第1回期日には、原則、当事者双方立会いのもとで、期日の冒頭に調停委員から調停手続についての説明や面会交流の必要性を説明している。東京家庭裁判所では、説明の際、当事者が理解しやすいよう手続の流れや段階を追った話合いの中身を記載したチャート図を使用している。

調停期日では、調停委員による当事者双方の主張や過去の事情などの聴取、家庭裁判所調査官による当事者本人や子どもの状況、意向などの調査、試行的面会交流などを通じて、面会交流を実施するための合意に向けた調整を行っていく。合意に至った場合は調停成立として事件は終了するが、合意に至らなかった場合は調停不成立として審判手続に移行する。なお、調停不成立の場合でも、裁判所が調停委員2名の意見を聴いた上で、当事者にとって相応しいと思われる面会交流のルールを示す「調停に代わる審判」を行う場合もある。この場合、当事者双方はこの調停に代わる審判に対して異議を申し立てることができ、当事者から異議の申立てが裁判所になされると、調停に代わる審判は効力を失い、調

停不成立の場合と同様、審判手続に移行することになる。

(イ) 審判事件

審判手続では、裁判官が、当事者双方の主張、提出資料の事実の調査、当事者本人の審問、家庭裁判所調査官による調査等を行った上で、面会交流が子どもの成長のために重要であり、子どもの福祉及び利益に合致するという考え方を基礎として、最終的に面会交流の可否や頻度等を審判という形で判断する。

もともと、別居親による子どもの連れ去り、子どもや子どもと同居している親（以下「同居親」という。）に対する暴力及びそのおそれが認められる場合は、審判で親子の面会を禁止する判断を行う場合もある。

(ウ) 履行勧告及び強制執行

調停成立や審判の確定後に面会交流が実施されない場合、この履行を求める手続として、履行勧告及び強制執行手続の2つがある。

履行勧告は、権利者からの申し出を受けて、家庭裁判所調査官が義務者に対し、電話や手紙又は面接などの方法で調停または審判で決まった内容の履行を促すもので、この履行勧告によっても義務者が任意に履行しない場合、権利者は、その後強制執行を申し立てることとなる。ただし、面会交流は直接強制の方法によることはできないので、面会交流を履行しない義務者に対し金銭の支払を命じる決定を出し、金銭的ペナルティーを課すことで心理的に履行を強制する間接強制の方法となる。この間接強制を行うためには、面会交流の取決め内容として、面会交流の日時又は頻度、各回の面会交流時間の長さ、子の引渡し方法等が具体的に定められていることが必要であると最高裁が平成25年3月28日付けの3件の決定で判断を示している。ただし、面会交流は、別居親と子どもが実際に会うことが重要であり、間接強制によって金銭的な問題となることにより、子どもの健全な成長のために必要な面会交流を行うと

いう真の目的が達成できないということになってしまう。そこで、これらの最高裁決定では、「面会交流は、柔軟に対応することができる条項に基づき、監護親と非監護親の協力の下で実施されることが望ましい。」としている。

なお、東京家庭裁判所本庁における平成26年の面会交流事件の調停成立率（終了した全ての面会交流事件のうち、調停成立で終了した事件の割合）は61%（速報値）となっており、他の全事件を含めた調停成立率（終了した全ての事件のうち、調停成立で終了した事件の割合）である53%（速報値）と比べかなり高い数値となっている。

エ 家庭裁判所調査官による働き掛け

最近では、一般的に、面会交流の重要性は浸透しつつあるものの、当事者自身の中で具体的な面会交流のイメージができておらず、面会交流の趣旨の理解が十分とは言えない事案もある。このような場合には、家庭裁判所調査官等が、最高裁作成のDVDやリーフレットといった視覚的なツールを活用しながら、面会交流の目的や、面会交流を円滑に行うための留意点などについて、当事者へ丁寧に説明している。

また、当事者に対し、親の離婚に直面した子どもがどういう気持ちになるかを描いた絵本などを読んでもらい、子どもの気持ちになって考えてもらうというような働き掛けも行っている。

オ 試行的面会交流

面会交流の意義を理解しているものの、別居親との交流がないままに長期間が経過しているような場合、面会交流の実施について、同居親、別居親とも戸惑いや不安を抱くこともある。

このような場合、最初から当事者だけで面会交流を実施せず、家庭裁判所の児童室という部屋等を使い、家庭裁判所調査官が中心となり、家庭裁判所の職員の協力のもとで、試行的面会交流を行っている。

こうした働き掛けを行うことによって、父母双方に面会交流の具体的なイメージを持ってもらい、実効性と継続性のある面会交流のルールについて、合意が調うように調整を進めている。

(3) 児童室見学

児童室見学を行った。

(4) 意見交換

(委員)

離婚調停や訴訟の中で、面会交流だけでなく、財産分与やその他の争点が同時に争われているような複雑な事案の場合に、暫定的に他の争点より先に面会交流を定めていくということについて伺いたい。

(説明者)

以前は、離婚が決まった後に子どもに会わせるかどうかの話し合いをすることが多く、そもそも離婚もしないのに面会交流の事件を申し立てること自体が少なかったが、現在は、離婚などの紛争と併せて面会交流が申し立てられるケースも増えている。このような場合に、話し合いや審理に時間のかかる離婚原因や財産分与などの争点を解決してから面会交流を決めることとすると遅くなってしまうため、面会交流の重要性を説明して話し合いを進めて、面会交流が先に決着されることもある。面会交流で合意に達することが、離婚等のその他の問題の解決の糸口になることもある。

(委員)

争点が多く、複雑に見える事件であっても、期日間の面会交流を進めることで他の問題も解決するということは多くあった。一方で、親権の争いが激しい事案や、別居親による暴力や子どもへの虐待といった事案で、あえて全面的な解決をせず、面会交流については慎重に進めたほうがよいと判断したときは、離婚等の事案とは切り離し、解決できるところから解決するという進め方がよいと思う。

(委員)

現職の調停委員として、面会交流の調停については、子どもや親子の将来の姿というものを常に念頭に置きながら丁寧に進めているところである。

(委員長)

家庭裁判所調査官による履行勧告の方法及び効果について伺いたい。

(説明者)

面会交流の履行勧告事件は、同居親と別居親の間に感情的な対立が残っている場合が少なくなく、当事者への働き掛けという点において非常に困難なケースが多い。養育費などの金銭債務を対象とする履行勧告事件では、当事者にとって差押えなど強制執行（直接強制）の最終手段があるが、面会交流では、そのような手段はない。一方、履行勧告は調停とは異なり、あくまで「調停や審判で決まったことを守ってください。」という働き掛けであるため、当事者間の調整を行うにも限界がある。例えばちょっとした失敗やトラブルがきっかけとなって面会交流の実施が滞り、履行勧告の申出に至ったようなケースであれば、家庭裁判所調査官は、今後そのようなトラブルを起こさないためにはどうすればよいかということも考えながら、同居親と別居親の間の橋渡しの働き掛けを行っていき、調査勧告によって一定程度はうまく立て直しを図れることもある。しかし、面会交流の是非やルール自体で再び揉めているようなケースであれば、その見直しも含めて、再調停の申立てを促すこともある。

なお、調停で面会交流の取決めをした事案の場合は、当事者らもいったんは調停の場で自ら合意した経緯があることから、履行勧告が功を奏することが多い。しかし、審判で面会交流の実施が定められた事案の場合は、当事者自身が納得できていないときもあり、履行勧告をしても実施に至らないことが多いと感じている。

(委員)

弁護士として関わった経験の中で、面会交流の取決めがなされているのに別居親がなかなか子どもと会ってくれないといったケースや、面会交流は継続しているが、成長に伴う子どもの親に対する心境の変化で、当初の取決めどおりでは上手く進まないケースもあった。

(委員)

子どもが小さいうちは分かるが、中学生くらいになり自分なりの考えや生活習慣も出てきた頃に子どもが別居親に会いたくないと言い出した場合はどうなるのか。

(説明者)

面会交流の調停や審判が家庭裁判所に係属していれば、家庭裁判所調査官が面接などをして、子どもの意向や気持ちを聞き、子の意思に配慮した解決策を模索することになる。子どもが小さいときに調停等で取り決めた面会交流を成長した子どもが嫌がる場合は、改めて親同士で協議するか、再度家庭裁判所に調停の申立てをするという形になろう。

また、実際に中学生くらいになると、いわゆる思春期に入り、同居している親子であっても子どもが親と顔を合わせるのを嫌がったりすることも多いので、別居親に対して、子どもがそういう年齢であるということを考えさせていく場合もある。

(委員)

子どもが、面会交流の取決めを変更するといった申立てはできるのか。

(説明者)

面会交流は父母間の問題なので、当事者として子どもが申し立てることはできないが、利害関係人として参加することはできる。

(委員)

離れてからの年月や子どもの性格など理由は様々かと思うが、子どもがどうしても会いたくないという場合はどうするのか。

(説明者)

やはり無理やり合わせることはできないと思われる。

(委員長)

児童室の利用方法等について何かご意見はあるか。

(委員)

部屋はとてもかわいらしく、くつろげる場所だと感じた。小さな子どもが、霞が関のビルが立ち並んでいるところに建っている東京家庭裁判所の建物に入ることで、萎縮したり、緊張したりして、ふだんと違う気分になることはないか。

(説明者)

東京家庭裁判所の建物に来ることで萎縮したり緊張したりする子どもは少ない。そこで、できるだけ子どもの緊張を解くために、児童室の中で、まずは同居親と子どもと一緒に遊んでもらったり、家庭裁判所調査官も子どもと一緒に遊んだりして、リラックスしてもらえよう配慮している。

また、家庭裁判所調査官が事前に家庭訪問をして、子どもとの信頼関係を形成した上で、子どもに家庭裁判所に来てもらうこともある。

(委員)

裁判所や家庭裁判所調査官は面会交流の実現に向けて、どのくらいの期間関与できるのか。ある一定の時期を過ぎると、やはり弁護士や第三者機関の手をかりて、実現を目指すのか。

(説明者)

家庭裁判所は、調停や審判の係属中か事件終了後の履行勧告や間接強制事件が係属している間でないとは関与できない。一方、再度調停の申立てをする方もそれなりにいるため、その場合にはまた改めて関与することとなる。

面会交流の履行勧告は、長いときで4か月から場合によっては半年ほど家庭裁判所調査官が調査や調整を続けることもあるが、それでも功を奏さなけ

れば、それ以上は履行勧告としては難しく、裁判官が終了の判断をする。

(委員)

同じ当事者間で繰り返し調停申立てがされる例は多いか。

(説明者)

ある程度の件数は存在する。例えば、同居親から一度取り決めた内容の変更を求める調停申立てがなされたことを受けて、さらに別居親も変更を求めて調停申立てを行うケースなどがある。

(委員)

配偶者間の暴力による被害者を支援している立場から2点お伺いする。1点目は、別居親の同居親に対する暴力があるような場合であっても面会交流を認めている例があるかと思うが、子の健全育成という観点から考えると、監護者である同居親を不安定にさせるような状況にもかかわらず面会交流を認めるというケースについては疑問を感じるので、その点について伺いたい。2点目は、保護命令が発令されていない場合において、配偶者間の暴力を理由に子の面会交流を制限するケースとしてはどのような場合か伺いたい。

(説明者)

1点目については、子どもの前で暴力が振るわれ、子どもが恐怖心を抱いているような事案では、家庭裁判所調査官が子どもの面接調査などを行い、子どもの気持ちを受け止めている。このような事案では、直接会うという面会を行わず、電話や手紙、プレゼントを渡すといった形で一定の交流を保つということもある。子どもが母親（同居親）に対する暴力を見て本当に怖がっているケースで面会をしなさいというような判断を出すことは、普通はないと思う。

2点目については、保護命令の発令がないからといって、面会交流が直ちに認められるということではない。DVや暴力の内容や程度にも様々なケースがあるので、同居親や子どもの状態などの調査を重ね、何らかの交流はで

きないかという観点から調整を行っている。

過去（家族同居中）に、父親（別居親）の母親に対する暴力を目の当たりにして子どもが委縮してしまっているというケースもある。そのため、家庭裁判所調査官は、暴力の程度や子どもへの影響、別居親と子どもとの関係などを多角的に検討しながら、解決策について裁判官に意見具申している。

（委員）

調停では、安心して安全な、しかも継続的に続けられる面会交流を目指しているのですが、基本的には、母親の不安や緊張をできるだけ取り除くような方式を慎重に検討しているというのが実情ではないかと思う。

裁判所でできることには限界があると思う。そのため支援を行う第三者機関といったものがきちんと継続的かつ組織的に支援していけるのかどうかということを家庭裁判所が判断するという形で連携していくのが今後の課題であると考えている。

欧米では、身近なところに面会交流支援センターがあり、単に場所を貸すだけのものもあれば、暴力等への監視をつけながら厳重に面会交流を行うという場合もあり、子どもの年齢やニーズに合った親との会い方を提供している。こういった民間を含めた社会的な基盤を充実させないと、裁判所にかなり困難なケースが集中している現状で面会交流を実現させていくというのは厳しいのではないかと。

（委員）

面会交流を円滑に進めるための注意事項などを、ドラマ仕立てで説明した最高裁作成のDVDがあるが、これは、小学校3年生くらいの子どもの対象にしているかと思うが、例えば乳幼児などの場合では注意事項が違ってくるので、弁護士の立場としても、そういう年齢の子どもの対象としたDVDを制作していただきたい。

（説明者）

そういった小さい子どもがいるケースでは、調停委員あるいは家庭裁判所調査官が、個別に留意事項等を説明している。

(委員)

海外では、乳幼児から2歳など子どもの年齢に応じた詳細な発達年齢課題や、親のトラブルによって子どもが受ける影響やその留意事項というものが決められていたり、小さな子どもの場合は記憶がどんどん変化していくことを念頭に、面会の頻度を多くして時間を短くするなどの非常に細かい面会交流のガイドラインが決められているところもある。裁判所でも、リーフレットやその他の資料等で当事者に対する情報提供を行うことにより紛争が早い段階から予防的に解決できるのではないかと思う。

4 次回予定

平成27年7月10日(金) 午後3時30分